



# 国立公園における利用促進の取組について

2025年10月15日（水）  
環境省自然環境局国立公園課

## ①-1 国立公園におけるアドベンチャートラベル推進に向けた手引書

国立公園におけるアドベンチャートラベル（以下、AT）推進を目的とした手引書の公表（2025年3月）。

### 【掲載内容】

- 第1章 アドベンチャートラベルの基本的な考え方
- 第2章 体験価値の高い上質なATアクティビティの開発方法について
- 第3章 ATの集客およびマーケティング戦略について
- 第4章 AT推進にむけた安全対策・危機管理
- 第5章 AT推進にむけたサステイナビリティへの貢献
- 第6章 世界に選ばれるATディスティネーションに向けて

国立公園におけるアド  
ベンチャートラベル推  
進に向けた手引書  
(2025.3月環境省)



### 具体的な事例を交えて解説



自然体験アクティビティを提供する観光事業者や関係者が活用することで  
優れた自然を守りながら地域活性化を図り、国立公園ならではの魅力を満喫できる  
ツーリズムの実現を目指す。

## ①- 2 国立公園ならではの自然体験アクティビティガイドライン

自然体験アクティビティの品質向上を支援するためのガイドラインを策定。アクティビティづくりや地域づくりに必要となる具体的な取組と、チェックリストをとりまとめたもの。

### 【ガイドラインにおけるチェック項目】

#### ① アクティビティ開発

(コンセプト・プログラム・外国人対応等)

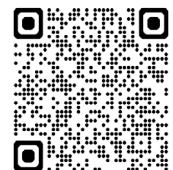
#### ② 安全対策・危機管理

(災害等緊急時への備え、対応・危機管理計画等)

#### ③ 環境への貢献・持続可能性

(環境保全の取組・地域連携・国際認証等)

国立公園ならではの自然体験アクティビティ  
ガイドラインVer.4.0  
(2025.3月環境省)



☞ 本ガイドラインの各チェック項目に沿って、事業者はセルフチェックを実施。



☞ 基準をクリアしたアクティビティを環境省公式ページに掲載

# ①- 2 国立公園ならではの自然体験アクティビティガイドライン

## ■ガイドラインの活用方法（2つのチェックシートを活用）

☞ 基本的項目（フェーズ1）をクリアした事業者は、発展的項目（フェーズ2）へ移行。

### 基本的項目 フェーズ1

個別事業者の取組により、アクティビティの質の確保につながる項目

#### 2. 基本的項目（フェーズ1）チェックシート

基本的項目（フェーズ1）		適合	適合しない	該当なし
アクティビティ開発（A）	ツセツアド	1-A-① アクティビティを通して国立公園の機能や活動フィールドの紹介など基本的な情報を提供している	✓	✓
	プログラム・ガイド付	1-A-② 当該地域や国立公園でしか体験できない、その場所ならではの体験を提供している	✓	✓
	ガイド付	1-A-③ 参加者に提供する商品の狙いが明確に設定されている	✓	✓
	ガイド付	1-A-④ 観光の動向を把握しターゲット層を定めてアクティビティを開発・改善している	✓	✓
	ガイド付	1-A-⑤ ルート・スケジュール・時間割分等、適切なプログラム構成になっている	✓	✓
	ガイド付	1-A-⑥ インターフェーションなど、室内に関するトレーニング等を定期的に行っている	✓	✓
	ガイド付	1-A-⑦ 参加者の技術レベルに応じた指導やプログラム変更を行っている	✓	✓
	ガイド付	1-A-⑧ 進行基準を満たない場合に、代替プランを用意するなどの準備を行っている	✓	✓
	ガイド付	1-A-⑨ アクティビティの進行・サービスの提供に必要な人員が確保できている	✓	✓
	ガイド付	1-A-⑩ ターゲットとする外国人旅行者の受け入れ準備がされている	✓	✓
安全対策・危機管理（B）	安全対策	1-B-① 関係機関が策定した感染症対策ガイドラインを参考に、対策を徹底している	✓	✓
	安全対策	1-B-② 安全に進行するための進行基準を定めている	✓	✓
	安全対策	1-B-③ 損害賠償責任保険・損害保険への加入など、万が一のケガや事故に備えている	✓	✓
	安全対策	1-B-④ 安全管理が可能、適切な運営体制構築している	✓	✓
	安全対策	1-B-⑤ 緊急時の対応について、安全管理に関するトレーニング等を定期的に行っている	✓	✓
	安全対策	1-B-⑥ 天候や災害のリスクを把握し、アクティビティの中止・変更・安全な行動を促すことができる	✓	✓
	安全対策	1-B-⑦ 装備を必要とする体験の場合、体験内容・レベルに応じた装備を使用している	✓	✓
	安全対策	1-B-⑧ 事故や災害発生時の緊急対応マニュアルを作成している	✓	✓
環境への貢献・持続可能性（C）	環境への貢献	1-C-① 持続可能な環境活動について、遵守しているガイドラインやルールがある	✓	✓
	環境への貢献	1-C-② 地域・国立公園の生態系・野生生物の保護に配慮している	✓	✓
	環境への貢献	1-C-③ 国立公園における行為規範について理解し、遵守している	✓	✓
	環境への貢献	1-C-④ フィールド特性に合わせたプログラム参加者の人数制限等を行っている	✓	✓
	環境への貢献	1-C-⑤ アクティビティ中の非薬物の削減や、脱炭素化・プラスチックの使用量や廃棄物の削減に向けて取り組んでいる	✓	✓
	環境への貢献	1-C-⑥ 自然環境や地域コミュニティ、歴史・文化的資源を尊重し、過大な負荷をかけないように配慮している	✓	✓
	環境への貢献	1-C-⑦ 「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTG-D）」を読んでいる	✓	✓

※アクティビティ開発の際について「該当しない」にチェック  
※安全対策・危機管理の「未実施・持続可能性の未」については、別途プログラムが室内文化体験等で該当しないと判断する際には「該当なし」にチェック

- 12 -

### 発展的項目 フェーズ2

地域に貢献する取組や、地域関係者と協働することにより、更なる質の向上を目指す項目

#### 3. 発展的項目（フェーズ2）チェックシート

発展的項目（フェーズ2）		適合	適合しない	該当なし
アクト（A）	ツセツアド	2-A-① アクティビティに当該国立公園・地域ならではのストリート性を持たせている	✓	✓
アクト（A）	マッチング	2-A-② アクティビティを通して、参加者の学習意欲を高め、行動変容を促している	✓	✓
アクト（A）	ガイド付	2-A-③ アクティビティ付価値感覚の高い商品・商品単価の向上を図っている	✓	✓
アクト（A）	ガイド付	2-A-④ 地域ぐるみで、体験・アクティビティの誘客・販売活動を実施している	✓	✓
アクト（A）	ガイド付	2-A-⑤ 専門知識があり、地域の人々と関係を築いているガイドやインターフォーマーが案内している	✓	✓
アクト（A）	ガイド付	2-A-⑥ 地域ぐるみでガイドやインターフォーマーの人材育成に取組んでいる	✓	✓
アクト（A）	ガイド付	2-A-⑦ 外国人旅行者と十分なコミュニケーションが取れるガイドやインターフォーマーが対応している	✓	✓
アクト（A）	ガイド付	2-A-⑧ 外国語での情報発信を行っている	✓	✓
安全対策・危機管理（B）	安全対策	2-B-① 事故や災害など緊急時ににおける地域との連絡体制ができている	✓	✓
安全対策・危機管理（B）	安全対策	2-B-② 第三者機関が実施する安全講習を受講し、認定を受けている	✓	✓
安全対策・危機管理（B）	安全対策	2-B-③ 事故や災害発生後の事業継続のため、他の事業者と連携し、地域としての危機管理計画を策定している	✓	✓
安全対策・危機管理（B）	安全対策	2-B-④ 屋外で活動する場合、地域の協議会・事業者間等で施行判断基準を主体的に定めている	✓	✓
環境保全・資源循環（C）	環境保全	2-C-① 持続可能な環境活動について独自のビジョンや行動指針を定めている	✓	✓
環境保全・資源循環（C）	環境保全	2-C-② 環境保全協力会や環境保全活動を通じて、地域の自然環境保全等に取り組んでいる	✓	✓
環境保全・資源循環（C）	環境保全	2-C-③ 地域ぐるみで脱炭素化・プラスチックの使用量や廃棄物の削減に向けて取り組んでいる	✓	✓
環境保全・資源循環（C）	環境保全	2-C-④ フィールド特性に合わせた人數制限や行動規範について主体的にルールを定めている	✓	✓
環境保全・資源循環（C）	環境保全	2-C-⑤ フィールド特性の自然環境を独自に定期的にモニタリングしている	✓	✓
環境保全・資源循環（C）	環境保全	2-C-⑥ 地域として水環境への影響を最小限に抑えている	✓	✓
環境保全・資源循環（C）	環境保全	2-C-⑦ 地域の農林水産業や多様な事業者と連携し、地域経済への貢献に取り組んでいる	✓	✓
環境保全・資源循環（C）	環境保全	2-C-⑧ 地域内の協議会等の組織間でアクティビティの質の確保・向上に向けて知識の共有や人材育成をしている	✓	✓
環境保全・資源循環（C）	環境保全	2-C-⑨ 地域として、歴史・文化的資源を尊重し、過大な負荷をかけないように配慮している	✓	✓
環境保全・資源循環（C）	環境保全	2-C-⑩ 多様な環境を尊重した事業運営をしている	✓	✓

※アクティビティ開発の「未」について「該当しない」にチェック

※安全対策・危機管理の「未実施・持続可能性の未」については、別途プログラムが室内文化体験等で該当しないと判断する際には「該当なし」にチェック

- 17 -

## ①- 2 国立公園ならではの自然体験アクティビティガイドライン

### 「国立公園に行ってみよう！」サイト

#### ■旅行者への情報提供と地域経済への貢献

フェーズ1のチェック項目を90パーセント以上クリアしたアクティビティは、環境省公式の「国立公園に行ってみよう！」サイト内の「国立公園ならではの体験をしよう！」に掲載。



**東京都、秩父多摩甲斐国立公園**  
森の演出家と楽しく学ぶ自然環境教室～未来の地球を自然の恵みでつくろう～  
森の演出家・土屋一紹さんと森を歩きながら身近な自然に触れて未来の地球を考えよう！環境省グッドライフアワード受賞の自然環境教室

**長野県、妙高戸隠連山国立公園**  
信州信濃町「癒しの森®」ブログラム  
信濃町・癒しの森で五感を使って心と身体をリフレッシュ。森林セラピー、アロマ、ヨガなどの体験と町認定・癒しの森の宿に宿泊

**北海道、知床国立公園**  
シャチ・イルカ・クジラ・パート ウオッチングクルーズ  
羅臼にはイルカ・シャチ、ミズナギドリ、イシイルカそして日本ではここでしか見ることのできないマッコククジラが回遊してきます。冬にはオオワシ、オジロワシも観察、撮影することが可能です。

**提供している情報**

アクティビティ概要  
(公園、条件ごとの絞り込み検索も可能)  
実施時期  
体験時間  
問い合わせ先  
事業者のHPリンク

掲載アクティビティ数  
33公園 / 664アクティビティ  
(2025年10月14日現在)

## ①- 2 国立公園ならではの自然体験アクティビティガイドライン

## 「国立公園に行ってみよう！」サイト

## ■長期滞在の実現による魅力的なツーリズムの実現と地域活性化

フェーズ1をクリアしたアクティビティを組み合わせた1泊以上のモデルコースを「国立公園にいってみよう！」サイト内の「国立公園で旅をしよう！」に掲載。



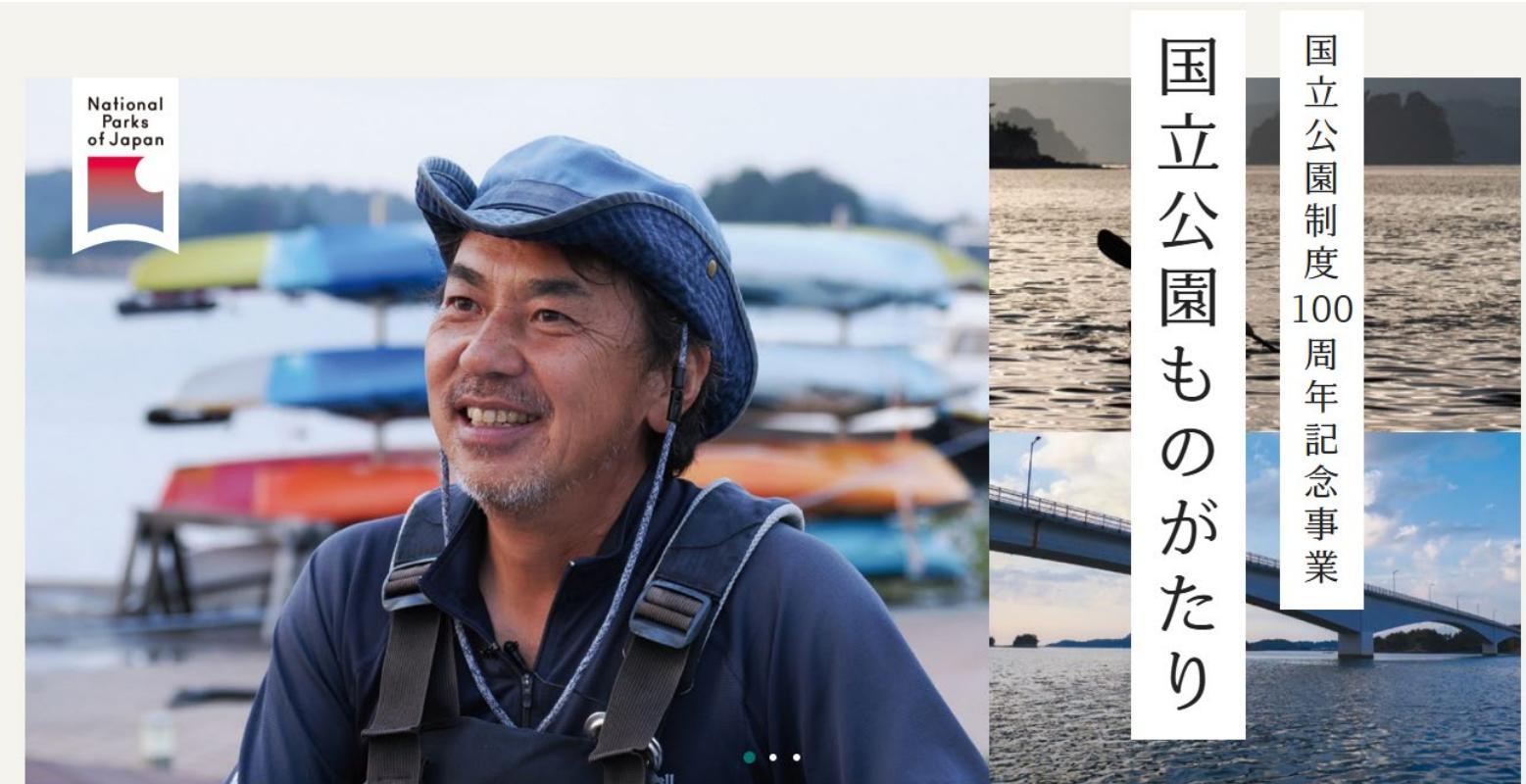
## 提供している情報

- ☞ モデルコース行程  
(アクティビティ毎の詳細確認も可能)
  - ☞ コース内の移動方法
  - ☞ コースマップ
  - ☞ 問い合わせ先
  - ☞ 事業者のHPリンク

### 掲載アクティビティ数

30公園 / 39コース  
(2025年9月30日現在)

## ②-1 国立公園制度100周年記念事業「国立公園ものがたり」

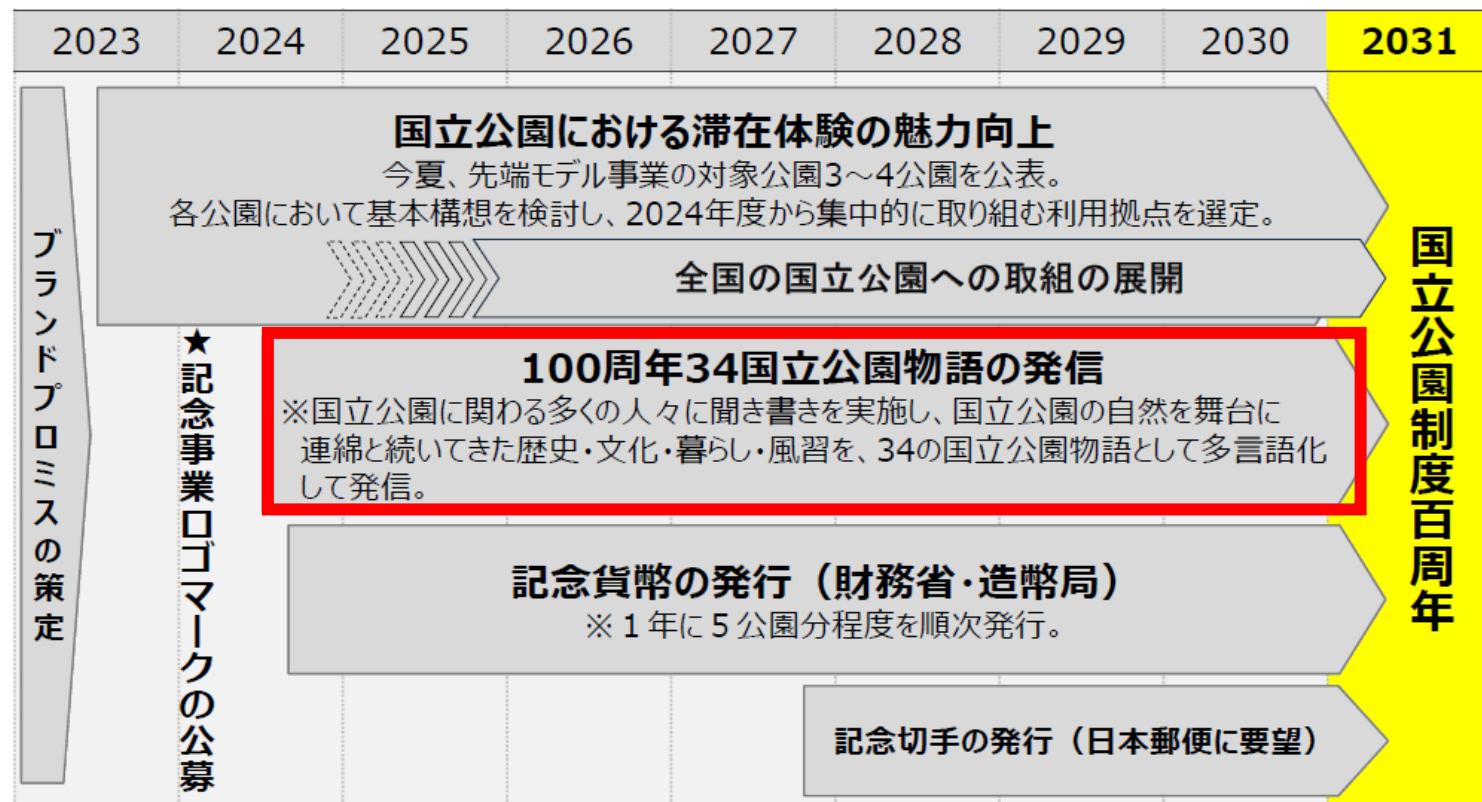


次の世代、次の100年に  
しっかり引き継いでいくために。

## ②-1 国立公園制度100周年記念事業「国立公園ものがたり」

### （1）国立公園制度100周年記念事業

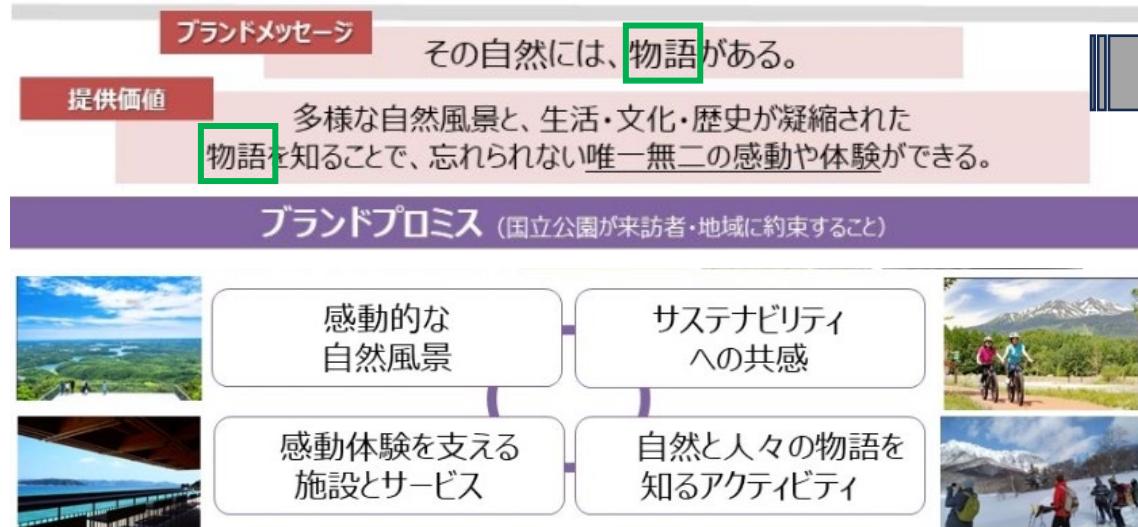
自然公園法の前身である国立公園法制定の1931年（昭和6年）から100周年を迎える2031年（令和13年）に向けて、我が国の傑出した自然の風景地であり、生物多様性保全の屋台骨である国立公園について、次の100年も守り・楽しみ、国民全体が愛着と責任を持って支えていくための機会を継続的に創出する。



## ②-1 国立公園制度100周年記念事業「国立公園ものがたり」

### (2) 「国立公園ものがたり」の意義

#### ● 国立公園のブランドプロミス



それぞれの国立公園  
独自の物語を書き書き  
という手法で可視化し  
記録に残す



#### ● 「国立公園ものがたり」により

- ✓ 地域及び次世代に物語が浸透
- ✓ 国立公園に対するブランド意識の醸成
- ✓ 来訪者の感動や学びの深まり

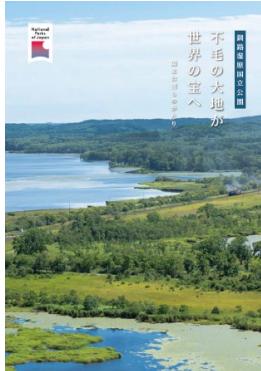
インナーブランディング  
に寄与

## ②-1 国立公園制度100周年記念事業「国立公園ものがたり」

### (3) 成果物

令和6年度(初年度)実績

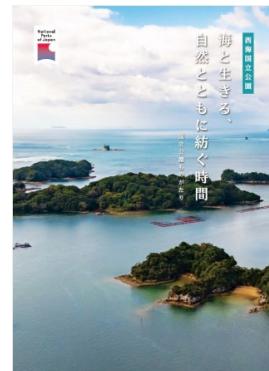
釧路湿原国立公園



大雪山国立公園



西海国立公園



雲仙天草国立公園



今年度は、三陸復興、尾瀬、吉野熊野、阿蘇くじゅう、やんばるの5公園で実施

## ②-1 国立公園制度100周年記念事業「国立公園ものがたり」

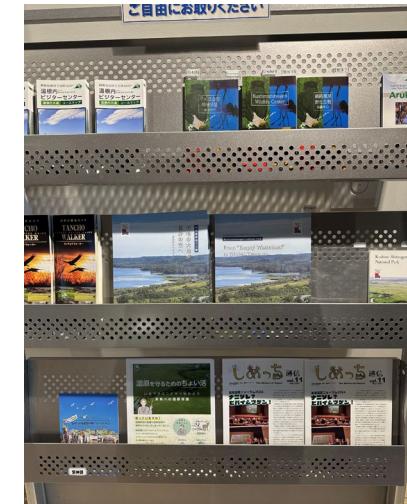
### (4) 活用状況

#### ● 国立公園関係地域内の以下の施設等に冊子を配架

- ・国立公園ビジターセンター
- ・公共施設（役所、図書館など）
- ・駅、空港
- ・観光、宿泊関係施設

#### その他

- ・地域の次世代向けに学校等の教育施設での活用
- ・地元メディアへの配布、記者説明会の実施など



国立公園ものがたり特設サイトでは、それぞれの冊子のPDF版や動画を閲覧可能

**釧路湿原国立公園**

本誌の舞台は、日本最大の湿原と壮大な蛇行河川で知られる釧路湿原です。釧路湿原は1987年に国立公園に指定されました。広大な湿原の歴史は約2万年前に始まります。そこから長い年月をかけて海はやがて湿地となり、いくつかの湖沼ができたあと、現在の姿が形づくられました。

釧路湿原には、地域の人々が「ヤチ」と呼ばれ、不毛の大地として扱われていた時代がありました。高度経済成長期、そんな「ヤチ」には開発議論が浮上します。しかし、湿原の価値に気付き、湿原の保全といい道なき道を進んだ人たちがいました。「地域の宝である湿原を守る」という思いと行動は人から人へと伝わり、ラムサール条約湿地の登録、国立公園の指定につながります。本誌にはその思いを広めた人たち、受け継いだ人たち、そしてその思いを未来に向けて形にする人たちの声を集めました。

PDFで読む  動画を見る 

**釧路湿原国立公園**

世界の宝へ  
不毛の大地が

Stories from the National Parks of Japan  
Kushiroshitsugen National Park  
From "Empty Wasteland" to Global Treasure



国立公園ものがたり／釧路湿原 (Stories from the National Parks of Japan: Kushiroshitsugen National Park)  
National Parks of Japan チャンネル登録者数: 7150人  
チャンネル登録 

10

## ②-1 国立公園制度100周年記念事業「国立公園ものがたり」

### (5) 国立公園ものがたり特設サイト

環境省公式HP「国立公園に、行ってみよう！」内  
国立公園ものがたり特設サイト



## ②-2 国立公園地域におけるインターープリテーション計画について

### (1) 目的と期待される効果

#### 目的

#### 効果

- ①体験の質の向上 ②保護と利用の両立 ③地域活性化 ④ブランディング

- ✓ 来訪者の満足度が向上、ファン・リピーターの増加
- ✓ 豊かな自然環境を基盤とした、地域資源の価値の再認識
- ✓ 地域関係者による主体的な作成・活用・更新にかかる一連の協働により、住民の誇りが醸成されコミュニティが強化される
- ✓ 地域外への営業ツールとして活用できる

#### 現在のイメージ

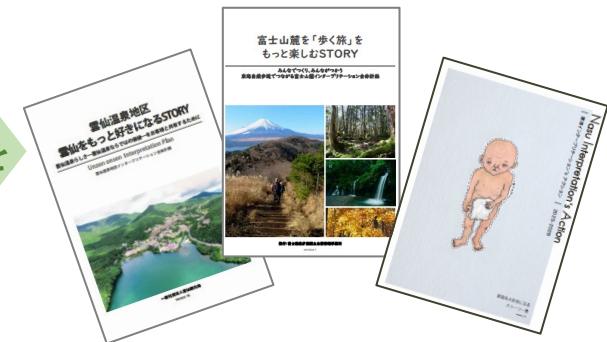


日本インターープリテーション協会資料を基に環境省作成

個々のメディアはあるが全体計画がない

IP計画は来訪者との  
コミュニケーションを  
デザイン

統一的なテーマ/  
ストーリー



IP計画は、「ストーリー」と  
(来訪者に持ち帰ってもらいたい)  
「体験」を軸とした  
来訪者との  
コミュニケーション戦略

## ②-2 国立公園地域におけるインターパリテーション計画について

## （2）国立公園地域におけるIP計画

- 国立公園地域におけるIP計画の作成状況  
(2025年3月末現在) ※ エリア型及び施設型の総数。  
( )内数値は、施設型IP計画の内数

	完成済	作成中
合計	18 (5)	8 (1)

\* 「千年の草原を活用した持続可能な観光ガイドライン」(阿蘇)は一式を1件とカウント

## ● IP計画の事例

対象	名称	作成主体
奥日光 【エリア型】	奥まで日光を好きになるストーリー集	奥まで日光を好きになるストーリー集地域事務局
那須 【エリア型】	那須インタープリテーション全体計画～那須を大好きになるストーリー集～	一般社団法人那須町観光協会
富士山麓 【エリア型】	富士山麓を「歩く旅」をもっと楽しむSTORY	環境省
那須平成の森 フィールドセンター【施設型】	「那須平成の森」自然ふれあい活動全体計画(インターパリテーション計画)	環境省

## ●インタープリテーション計画作成の手引きを作成中